

(第一類 第七号)

第五回國会衆議院

大藏委員会議録第三十二号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 川野 芳滿君

理事小峯 柳多君 理事島村

理事塚田十一郎君 理事宮崎

理事田中織之進君 理事荒木萬壽夫君

理事風早八十二君

岡野 清豪君 小山 長規君

高間 松吉君 前尾繁三郎君

三宅 則義君 吉田 省三君

川島 金次君 河田 賢治君

内藤 友明君 河口 陽一君

出席政府委員

(銀行局長) 大藏事務官

愛知 摥一君

専門員 岩田 富一君

委員外の出席者

大藏事務官

磯田 好祐君

専門員 黒田 久太君

小委員会設置の件

要望事項申入れの件

協同組合による金融事業に関する法律案

日本銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八三号)

日本銀行法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八五号)

出席委員

内閣提出第一八六号)

出席委員

(貸金業の制限)
第五條 貸金業者でなければ貸金業を行つてはならない。

(変更の届出)
第六條 貸金業者は、第三條の規定による届出書又はその添附書類に記載された事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は代理人に係るものであるときは、当該代表者は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多數の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問わず、これらと同様の経済的性質を有するものである。

(告白及び帳簿書類の領置)
第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徵し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)
第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

(貸付の利率及び媒介の手数料)
第八條 臨時金利調整法(昭和二年法律第二百八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金錢の貸借の媒介の手数料について準用する。

(業務報告書)

第九條 貸金業者は、事業年度(事業年度の定がないときは、毎年四月から九月まで及び十月から翌年三月までとする。ことに業務報告書を作成して、当該事業年度終過

後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、且つ、これを営業所又は事務所に備えて置かなければならぬ。但し、やむを得ない事由がある場合において期限を定められない場合においては、期限を定められる。

かかる場合においては、その旨を大蔵大臣に届けたときは、その提出を延期することができる。

2 前項の業務報告書の様式は、大蔵大臣が定める。

(報告及び帳簿書類の領置)
第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徵し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)
第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

(貸付の利率及び媒介の手数料)
第八條 臨時金利調整法(昭和二年法律第二百八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金錢の貸借の媒介の手数料について準用する。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は代理人に係るものであるときは、当該代表者は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多數の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問わず、これらと同様の経済的性質を有するものである。

(告白及び帳簿書類の領置)
第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徵し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)
第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

(貸付の利率及び媒介の手数料)
第八條 臨時金利調整法(昭和二年法律第二百八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金錢の貸借の媒介の手数料について準用する。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は代理人に係るものであるときは、当該代表者は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多數の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問わず、これらと同様の経済的性質を有するものである。

(告白及び帳簿書類の領置)
第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徵し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

(検査)
第十一條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、部下の職員をして貸金業を行つてゐる者の営業所又は事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

(貸付の利率及び媒介の手数料)
第八條 臨時金利調整法(昭和二年法律第二百八十一号)第二條から第五條まで及び第六條第二項の規定(金利の最高限度)は、貸金業者の金銭の貸付の利率及び金錢の貸借の媒介の手数料について準用する。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は代理人に係るものであるときは、当該代表者は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

第七條 貸金業者は、預り金をしてはならない。

2 前項の「預り金」とは、不特定多數の者からの金銭の受入で預金、貯金、掛金その他、何らの名義をもつてするを問わず、これらと同様の経済的性質を有するものである。

(告白及び帳簿書類の領置)
第十條 大蔵大臣は、貸金業の公正な運営を保障するため必要があると認めるときは、貸金業を行つてゐる者からその業務及び財産の状況に關し報告を徵し、又はその任意に提出した帳簿書類を領置することができる。

2 前項の規定による変更の届出が、新たに就任した代表者又は代理人に係るものであるときは、当該代表者は管理人の履歴書及び戸籍謄本を変更届出書に添附しなければならない。

た後貸金業再開したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届けたときは、前項の規定の適用にあたるため、部下の職員をして聽聞されなければならない。但し、やむを得ない事由がある場合において期限を定められない場合は、その提出を延期することができる。

2 貸金業者が左の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 貸金業者が左の各号の一に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

その代理人の出頭を求める現明のための証拠を提出する機会を與えつけたときは、前項の規定の適用については、金銭の貸付をしたものとみなす。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

（非営業無盡の取締）
第十六條 第三條、第四條第二項、二條第二項第二号及び第四号並びに第十三條の規定は、営業として行はれない無盡(無盡業法(昭和六年法律第四十二号)第一條に規定する無盡をいう。)のうち、その規模が大きく公共の利益に影響を及ぼすと認められるので大蔵大臣が指定するものについて準用する。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により通知をしてから一月を経過してもなおその者から答弁がないときは、十日以上一年以内の範囲において期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

した者 第十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、

刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、刑法による。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第三條(第十六條において準用する場合を含む)の規定による届出書又はその添附書類に虚偽の記載をした者

第三條(第十六條において準用する場合を含む)の規定による届出書若しくはその添附書類に虚偽の記載をした者

第六條(第十六條において準用する場合を含む)の規定による変更の届出を怠り、又は変更届出書若しくはその添附書類に虚偽の記載をした者

第九條第一項の規定による業務報告書の提出を怠り、又は業務報告書に虚偽の記載をした者

第十條(第十六條において準用する場合を含む)の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十一條第一項(第十六條において準用する場合を含む)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十二條第一項又は第一項(第十六條において準用する場合を含む)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十一條 法人(法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定あるものと同一の代表者又は法人若おいて同じの代表者又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に關して第十八條又は前條の規定を犯したときには、その行為に違反した者は、罰する外、その法人又は人に

対して各本條の罰刑を科する。前項の規定により法人でない社團又は財團を処罰する場合においては、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその社團又は財團を代表する外、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律

の規定を適用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 この法律施行の際現に貸金業を行つてゐる者は、この法律施行後

一 定ノ給付金額ヲ定期メ一定ノ期間ノ中途又ハ満了ノトキニ於テ

スモノハ無盡ト看做ス

掛金者ニ対シテ金錢ノ給付ヲ爲

スモノハ無盡ト看做ス

最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

日本銀行政策委員会の諮問に應じて、金利の

最高限度の決定及びその変更又は廃止について調査審議すること。

三月以内に、第三條の規定により届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

第一に、貸金業者につきまして、大蔵大臣への届出制を設けますとともに、貸金業者の業務の運営について監督の規定を設けることにいたしました。

第二に、金融機関の健全な運営を阻害しております、浮貸し等の不正金融を防止いたします。

第三に、前項の規定する者に対しては、

第四に、最近の金融機関に伴いまして、大

金融機関の健全な運営を阻害して

おります浮貸し等の不正金融を防止

いたしまして、金融機関の公正な運営を

確保し、金融機関の役職員の不正利得

は、あらかじめ大蔵大臣に届出書を提

出し、その受取書の交付を受けた後で

なければ貸金業を行おうとする者

ものとし、また預金等は正規の金融機

関のみが取扱い、貸金業者はもっぱら

金銭の貸付またはその媒介のみを行

ふを問わず、不特定多数の者からこれ

らのものと經濟的性質を同じくする金

銭の受入れをしてはならないこととい

たし、さらに貸金業者の金銭の貸借の

利息または媒介の手数料につきまして

あります。

第二に、最近の金融機関に伴いまし

て、いわゆる頸母子譜のうちには、そ

の規模が大きく公共の利益に影響を及

ぼすと認められるものが生じて参ります。

したので、これらの頸母子譜のうち大

蔵大臣が指定するものにつきまして、

は、貸金業者の例によつて取締りを行

うことにしておいたのであります。

第三に、最近全國にわたりて廣く行

われておりまするいわゆる日掛貯金に

よる貸付の制度を、無盡会社の業務の

うちに採用いたしまして、この日掛貯

金の業務を行う会社のうち健全良質な

ものにつきましては、これが無盡会社

の免許を受くることにより、正規の金

融機関としてその業務を行ひ得ること

とし、もつて熾烈な庶民金融の需要に

ありますから、これは組合金融であ

りますので、組合員がこの組合に預金

を改正する法律案を一括議題として、
○宮崎委員長代理 ちよつと速記をと
めで……。
〔速記中止〕

○宮崎委員長代理 ちよつと速記をと
めで……。
〔川野委員長退席、宮幡委員長代
理着席〕

○宮崎委員長代理 ちよつと速記をと
めで……。
〔速記中止〕

第四に、最近の金融機関に伴いまして、大

金融機関の健全な運営を阻害して

おります浮貸し等の不正金融を防止

いたしまして、金融機関の公正な運営を

確保し、金融機関の役職員の不正利得

を防止することとしたのであります。

以上で貸金業等の取締りに関する法律

を御説明いたしました。

案の提案理由を御説明いたしました。

何とぞ御審議の上、御賛成あらんこと

をお願い申上げます。

〔川野委員長退席、宮幡委員長代
理着席〕

〔速記中止〕

し、あるいは出資するというのと同人なんであります。普通の営利銀行と違いますて、営利銀行は株主だけが預金するのではないのでありますて、だれでも預金できるのでありますから、これは預金者保護ということは強く考えておかなければならぬのであります。ところが組合金融におきましては、組合員を出資なし組合員が預金をするのであります。もちろん員外利用もありますけれども、これは本筋の考え方ではございません。それは別のことになりますので、本筋は組合員の預金を預かる、こういうのです。従いまして組合員は、金を組合に出すのに、出資という名前で出すか、あるいは預金という名前で出すか、それは同じことなのです。それにもかかわらず、こういう規定を置くのはどういうことなんですか。組合金融というものの本質を没却して、まつたく市中の営利銀行の考え方で進めておるという考え方かどうか。大蔵当局の組合金融に対する根本的考え方を伺つておきたいと思うのであります。

ではありますけれども、同時に金融の健全性ということからいって、実質的にその内容を健全にするためには、ある程度出資額というようなところに、一つの客観的の基準を置きたいということを考えたるわけでございます。今後この信用協同組合ができました場合におきましても、員外の利用ができるわけでもございませんし、また一面組合員の加入脱退も原則的に自由になつておきますので、その辺を考えさせましてこういう規定を置いたわけでございます。なお先般も御説明いたしましたように、私どもの見解をもつていて、しますならば、大体現在の市街地信用組合というようなものが、一つの組合金融のりつばん形態である。その現状においては大体現在の三百四十一の組合の中で、過半数は百分の三以上の出資を持つておりますし、平均いたしましても二・二八%程度の出資額を持つておる。この現状にもかんがみましてこの規定を置いたわけでございます。

またま時期的には三%に足らないといふものがあつても、これは事実上の問題としてさしつかえはない、こういふことは思ひますけれども、私の解釈では法律によつて要請された一つの基準である。しかし罰則にかけるといふことは不穏當である。こういうふうに考えておるわけあります。

○内閣(友)委員　ただいまのことではつきりいたしましたので、それはわからました。

次にもう一つお尋ねいたしたいと思うことは、この法律は市街地信用組合の三百幾つかの組合を目標にしておるのであります。ところがこの協同組合の金融というものは、このほかにつまりこの法律で入つて來ないものがあります。従つて私はこの法律が一つの足場になりまして、この法律外にある協同組合の金融事業をやつておりまして一万七、八千もあると思うのであります。これが一つの橋頭堡だというような考え方でやつておゆれるのであるかどうか。それともあるいは農業協同組合、漁業協同組合に対する金融事業法といふつべきしたものか、お考へなさるのです。藤さんの御意見と私の意見と違つておき承つておきたいと思います。

○愛知政府委員　ただいまの問題については、先ほど申しましたように金融事業といふことの特殊性から申しまして、得るならば他の協同組合組織によつても考へております。これは法律論としてもいろいろの議論があり得る点かとは思ひますけれども、私の解釈では法律によつて要請された一つの基準である。しかし罰則にかけるといふことは不穏當である。こういうふうに考えておるわけあります。

る金融事業についても、同様の考え方を持つて参りたい、というふうに考えておるわけであります。それらの点につきましては別に先般その経過等をお聞きしましたように、別途に新しい筋勢においての金融機関全般について、さらにな来る練り直したいと考えておりますので、その一環として取上げたと考えておるわけであります。ただ今日の状況におきましては、私どもといたしましては、本法律案は中小企業を協同組合法に対する、先般申し上げた通り、最小限度の金融事業の特性を生かしたいというだけのことでありまして、この法律を橋頭堡にして二云ということは考えておらぬわけであります。

○内藤(友)委員　ありがとうございます。した。今のことによくわかりました。そこで最後に一つこの法律に限ることではありませんが、組合金融についてのこととあります。今度土地改良法いうものが昨日の衆議院で通りまして、土地改良組合並びにその連合会いうものがあるのであります。ここは当然融資を受けなければならぬことになるのであります。これは将来來林中央金庫の組織の中に入りますかどうか。入るとしますと出資しなければならぬと思いますが、そういう点は心ういうふうになりますか。

それからこれはまだ通らぬでありますけれども、漁業法が今水産委員会で審議中でありますし、あの中に漁業組合というものがあるのであります。これは中央金庫とどういう関係において金融措置を考えられるのか、その点をこれね

法律に直接関係ありませんけれども、ひとつお答えをいただきたいと思います。
○愛知政府委員 土地改良法案と農地中金の関係でござりますが、これは質的に從來通りと考えたいと思うのであります。別個に御承知のことなく、林中央金庫の民主的な改組問題といふことも懸案でありますので、現在の状況におきましては、私いたしましては、農林中金が当然に土地改良との關係を持つて行かなければならぬと思つております。それから出資等の問題なりました場合に、あるいは法律上地改良といふものの法律的な性格等を見まして、多少技術的な問題もありますが、実質的には從来うかと思ひますが、実質的には從来の考え方でいいのではないかと思っております。

○小山委員 ただいまの協同組合による金融事業に関する法律について三御質問いたします。この法律案はまだいま商工委員会にかかりております。

○愛知政府委員 ところの中小企業等協同組合法案、これに対して出されたのでありますよが、あの中の信用協同組合及び保険組合は開する條項の削除を、たゞま商工委員会に対し当委員会からし出たのであります。その條項が除されたあつかには、この法律は必要になるのでありますよ。そもそもやはりこれは残しておいて、現の農業協同組合、漁業協同組合の事業に対する法律として適用されるでありますよ。この点をお伺いいたします。

の協い、いの融在れ不削申^レ、協うこすた、よ、つ通ろか土につ関で状う晨で寒林-ま。

で、ただいまのような前提のお話でござりますれば、信用協同組合による金融事業に関する法律案は、その必要性が今日のところなくなると考えております。

それから第二に保険組合の関係でございますが、これは大部分はその必要がなくなるわけござりますが、御承知のように保険組合の方に相互保険による木船保険の問題も同時に取上げておりますし、それから附則等におきまして保険会社の供託金等のことが若干出しておりますので、そういうことになりますれば次の機会までこの問題をあわせて保留いたしますが、あるいはどうしてもその必要があるかどうかという点については、至急研究いたしました。

○小山委員 それでただいま申しま

した前提が通らなかつた場合、つまり信用協同組合が残つた。この場合、農業協同組合、漁業協同組合がなすところの金融事業については、この法律が適用されるのであります。

○愛知政府委員 従来の農業協同組合等につきましては、先ほど内藤さんにお答えいたしました通り、これは適用されません。

○小山委員 第四條の一號によりますと、協同組合の預金は連合会にさらに預金することになつておりますが、その中に信用協同組合の連合会に預金することを認めておりませんのはどういふことでありますか。

○愛知政府委員 この点は法律的な

つて恐縮でござりますが、第二條の中

に「中小企業等協同組合法に規定する

信用協同組合」といたしまして、その

次に「同法第七十九條第一項第一号の

事業を行ふ協同組合連合会を含む。以

下「信用協同組合」という。)と規定いたしました關係上、第四條にはそれが省かれておるわけであります。

○小山委員 それからこの法律には、

金利の取締りに関する規定がどこにも

入つてないようでありますけれども、この金融事業を営む協同組合の預

金並びに貸金に対する金利は、何によ

つて取締るのでありますか。

○愛知政府委員 これは臨時金利調整法の第何條かちょっと記憶がはつきり

いたしませんが、その法が当然に適用

されることになるわけでござります。

○愛知政府委員 ただ御参考まで申し上げておきますが、大蔵大臣を対象といたしておりますが、臨時金利調整法では各般の金融全

額が一度お伺いたしたい。

○愛知政府委員 ただいまの点は、先

般で御説明いたしかと思ひますするけ

れども、この金融事業に関する法律案

が、臨時金利調整法では各般の金融全

額が一度お伺いたしたい。

○小山委員 大蔵大臣の免許がどうし

かされることになるわけでございま

す。

○小山委員 大蔵大臣の免許がどうし

かされることになるわけでございま

す。

○愛知政府委員 これでない限りは、

組合の最低人数とかいろいろを設け

ても駆逐行為でなければならぬとい

うことでありまするならば、少くともた

とえば資本の最低額とか、あるいは組

員数の最低人数とかいろいろを設け

ても駆逐行為でなければならぬとい

うことでありまするならば、

と、海運関係などでは、石炭輸送などについて、やはり大体大きな船に切りかえられたり、それから運賃の関係で陸運、すなわち鉄道などに切りかえられたりして、だん／＼仕事がなくなつておる。それからまた船をつくりまする單價におきましても、トソ当り八万五千円ぐらゐに言つておつて、非常に船價が高くなつておる。それからまた木造船は御承知のうように、他の鉄鋼船に比べまして、遭難が非常に多い。従つて保険料も高くなつておる。しかもこういう経営の困難な業主だけが集まつました、船主相互保険組合といふものがはたして可能であるか、こいつらのことについての政府の御所見を伺いたいと思います。

○愛知政府委員 その点はごもつともだと思うのであります。この点につきましては、実は昨年解散されまして以来、いろいろ研究いたしておるわけですが、まだここにはつきりその料率が得るかどうかということが一番の要點であらうと考へております。この点についてはいろいろ研究いたしておりますが、まだここまでつまづいておるわざでござりますが、今後の問題としましては、かかつて保険料の料率などの規模の場合にどのくらいかということについて、詳細な係数的基盤までは持ち合せておりません。

○小山委員 日本銀行法について質問は、日本銀行総裁以外の人もこの議長になれる。つまり議長は五人の委員が互選いたしました結果、たれでも議長

になれるという規定があるのでござりますけれども、その他の規定を考え合せますと、日本銀行以外のところから來た任命委員が議長になつても、実際職員に対する任免権も持つてない。從つて監督するといつても、實際問題としては監督もできない。こういう結果になりましたと思つてますが、政府の方でも日本銀行以外の任命委員が議長になつた場合にも、なお日本銀行総裁が議長になつたときと同じように議長に職責を盡される。この法律規定においてそなれば、それをお知らせ願いたい。

○愛知政府委員 日本銀行の政策委員会の性格につきましては、先般来いらる御審議いたしておるわけでござりますけれども、私の見解では日本銀行という旧來の觀念における日本銀行をいたしておるわけですが、この監督の対象になるのは日本銀行総裁以下の役員であろうと思ひます。この監督の内容があとの規定にもどこにもない。監督に服しなかつた場合にはどうするかといふような規定が一つもないからしこれはあくまで法律的な解釈でありますように、法律の力によるのではないかして人の力によってこの監督が実施される。従つて日本銀行総裁でなければ、この委員会の議長は勤まらぬといふ結果になる。そういう氣がするのであります。この点については、そういう御心配をむりからぬ点もあるらかと思ひます。この点をお伺いたしました。

○愛知政府委員 まずこの監督の対象は法律の観念、構成通りに総裁以下の事務執行機関、それから資料その他を実際に持つてゐる人たちが、政策委員会の議長の手足となつて、運営上の事務を發揮されることを期待しているのでありますけれども、私どもとして政策決定の機関でございまして、そ

こできましたことの執行は、日本銀行

といふような点におきましては、別に

ござりますように、それによつてたとえば一般の金融機関を拘束するような

ことを決定いたしました場合、その際の監督の対象はそれらの金融機関をも

職務権限の執行については、日本銀行全体が事務局であるという考え方をして行くことによって、私は十分に成

果を期待し得るのではないか、こういふように信じておるわけでございま

す。

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理退席 塚田委員長代理着席〕

○小山委員 その点で実はお伺いした

のですが、第十三條の二について申

し上げますと、日本銀行に政策委員会を置きまして、この政策委員会は監督

指示すると書いてあります。この監督

の対象になるのは日本銀行総裁以下の

役員であろうと思ひますが、この監督

の対象になるのは日本銀行総裁以下の

役員であろうと思ひます。

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行の最高責

任者として、独立的大藏大臣の監督

にやはり服するわけでござりますか

○塚田委員長代理 その点につきまし

て今私も多少疑問の点もありました

ので確かめましたので、質疑は一應打切

り一例を申し上げまするならば、第十三

條の三の九号でございますが、九号の

結果を期待し得るのではないか、こうい

ふうに信じておるわけでございま

す。

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行の最高責

任者として、独立的大藏大臣の監督

にやはり服するわけでござりますか

○塚田委員長代理 その点につきまし

て今私も多少疑問の点もありました

ので確かめましたので、質疑は一應打切

り一例を申し上げまするならば、第十三

條の三の九号でございますが、九号の

結果を期待し得るのではないか、こうい

ふうに信じておるわけでございま

す。

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行の最高責

任者として、独立的大藏大臣の監督

にやはり服するわけでござりますか

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行の最高責

任者として、独立の大藏大臣の監督

にやはり服するわけでござりますか

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行の最高責

任者として、独立的大藏大臣の監督

にやはり服するわけでござりますか

○塚田委員長代理 〔官橋委員長代理

は日本銀行の業務執行

ば一層わかると思ひます。

○磯田説明員 現在実在いたしております
法人でない社團には、日本金融助
成会というのがありまして、会員制に
いたしまして全國的に實行いたしてお
るのがございます。それからまた先は
どお尋ねになりました法人でない財團
といふ問題でございますが、これは現
実に管理人を定めて、不特定多數の者
から金銭を供出させまして、財團とい
う形で貸付を行つておる者があるので
あります。具体的の名稱につきまして
はただいま手元に資料がございませ
ん。

○宮澤委員 次は第五條であります
が、「貸金業者でなければ貸金業を行つ
てはならない」とあります。その範
囲の見方であります。極端な例で申し
ますれば、個人貸借のよくなものが連
続的に行われた場合には、やはりこの
貸金業の中に入るのでございましょ
か。

○愛知政府委員 ただいまのような場
合にはこの中に入らないと思います。
貸金業者といるのはあくまでも不特定
多数の方から預金貯金等々、經濟的性
質を徵収することを受入れてはいけな
いということになるのでありますから
、ただいまのお尋ねのような場合に
は、この中に入らないと思います。

○宮澤委員 今のお答えに関連しまし
て第七條であります、「貸金業者は、
預り金をしてはならない」前項の預か
り金とは、ただいま政府委員から御説
明があつたような、經濟的性質を有す
るものとの受け入れ、こういうことであり
ます。この預かり金といふ範囲であります
が、これはそれを保管して運用する
といふ意味になるのか。經濟的性質

を有するという意味がまことにほつきりしない。これはおそらく運用の面においてはおきまして適当な解釈、措置が行われまして、あるいは行政面において通牒等取扱い手続きという関係において、補足せられることであらうと思ひますが、それにしましてもこの條項があいまいなつて参考というおそれもないではなつて参るといふおそれもないであります。たとえて申しますと、一法人にいたしましても、その法人が金貸業を目的としたとして、その業務經營に対して共鳴する数人の者が現われまして、これと匿名出資契約を結ぶ。當主はその法人である。貸金業者でもある。そうしてこれに出資いたしまして、利益の配当を受けるという匿名契約をいたしました。かようなものは当初の構成においては、必ず不特定のものを特定とするべき匿名契約が結ばれるのであります。こういう場合はこの範囲で預かり金というような解釈のすぐのものにあります。

とともに返還するというものが、預金等と同様の経済的性質を備えたものというふうに解釈いたしたいと思うのであります。かかる性質を有する場合におきましては、出資金というような名義をもつて行われる場合でございまして、預金等と同様のものとしなければならないと解釈するのでございません。金銭の受入れというものは、金銭を受入れる事實行為を指すのでございまして、必ずしも名義の問題ではないわけでございますが、匿名組合の出資金あるいは会費の形態による拠込金等でございましても、金銭の受入れといふ事実行為の中には入ると思います。その際に、一定の対價とともに返還をするという預金と同様の経済的性質を備えたものでございますれば、受け入れができないということにならうかと思うのであります。これらの点につきましては、できるだけ詳細かつ具体的に行政上の一定の基準をつくりまして、余談ではございますが、これを財務局地方部等において扱う場合にも、誤りのない、また不均衡がないように期したいと考えております。

これが金銭の受入れを伴つておるから預金だといふような断定になると、この條項は死んでしまつわけであります。ただいま局長さんから、取扱い手続をきめて財務局を通じて間違いないようによつてやるといふ懇切なお話で、その点十分安心しておられるとも考え方ですが、一面においては、ただいまのようないくつかれで参りますと、商法が改正された場合であります、現行商法の匿名組合契約といふものが是認されている以上、金銭の受入れを伴うこと、一定の時期に対價をもどすこと、これが必ず匿名組合契約につきものでありますから、そういうものがこの取締りの中に入つてしまふということになると、この運用は非常に困難になると思ひます。その点についてもう一度承りたい。

[900]

に必要があるとすれば、簡易裁判所その他にその犯罪事実を申し出まして、捜査令狀、あるいはことが悪くなれば逮捕状といふようなものにまで手配します。

○愛知県政府委員 部下の職員と申しま
すのは、金融検査官という職名が現在
大蔵省にございます。これは本省のみ
ならず財務局地方部にも金融検査官が
おりますが、その金融検査官で本來金
融機関の検査をその職としている者に
限定いたしたいと思つております。そ
れからただいま検察捜査ということと
関連してお話をございましたが、これ
は明瞭に区分するのでございまして、
金融行政の検査ということにあくまで
も限定するわけでございます。従つ
て、たとえば提出されました帳簿書類
その他を証拠物件として扱うということ
とは、憲法第三十五條との関係もござ
いまして、それは明瞭に区分して、や
らないということに考えておるわけで
あります。

たしました。次は第十三條であります。第十三條に業務停止という規定があるのです。この中に「十日以上一年以内の範囲において」とあるのです。ですが、この十日と定めました。根拠はどこにあるのか。一休金蘭葉といふのは継続的な行為でありますから、たとい三日でも業務停止を食えはならない。その金融業はつぶれる過程に入るのですが、当然であります。それが十日であるから業態にひびきがなくて、一年であるからつぶれてしまふといふ端的な目

方はできなくと思う。いやしくも三日でも営業停止を食いますと、信用を対象とするものでありますから、預金を受入れておらぬ以上は取扱行為はなきでありますようが、すべての点に運営上の困難を生じまして、たなただ不幸な運命に陥るのではないか。その場合に十日以上一年以内という考え方はどこから生れて来たか。希望として申しますならば、こういうものは営業停止の処分ができるのだという程度で、期間的規定などはむしろ無用ではないか。これは意見でありますから、必ずしも御答弁はいりませんが、十日といふ根拠を設けた点について何か御構想があるならばお話願いたいと思います。

頃であります。が、「無盡業法の一部を次のように改正する。第一條に次の二項を加える。」とありますて、この條項をそのまま持つて来ますと、みなす無盡は、たゞいまの貸金業を将来特殊無盡の形で無盡業法の中に認めよう。将来はまた單行的な意味で一應届出をとつて、今まで野放しになつておつた庶民金融を登録的に並べてみまして、そうしてこれをまたみなす無盡といふ新たな制度で規制して行こうという含みであるか。いずれにいたしましても、私の方で注文をつけるのではなくて、四項を置きました趣旨をぜひお示し願いたいと思うのであります。

いふものは、無盡の特質であるわけであります。しかし申しますが、その特質が、率直に申しますならば、長所でもありますと同時に、反面短所もあるわけであります。加入者にとっては、この團の組織がありまして、必要な時期に融資が得られない。会社の側におきましては、余余資金があつても、一回に多数の給付はできないというような、言ってみれば不便もあつたわけであります。そういう現状にもかかみ、かつてできるだけ庶民金融のほうはいたる要望にこたえますために、日掛け貯金等が活発に、現在無法律の状態で行われております。そこで、良質のそういう会社は、この際みなす無盡といふことで、無盡業の方にむしろ取入れて、円滑健全に発展してもらいたい。こういう趣旨で、今回これを附則の中に挿入いたしまして、そういう趣旨を達成しようと考えたわけでございます。

○宮崎委員 そういたしますと、貸金業者が自己資金の範囲内におきまして、割賦返済によりまする金額を行う。金錢の貸付を行うという方法に對して、本法に抵触することになりますか。

○愛知政府委員 ただいまのお話は、自己資金であります場合には抵触いたさぬと思います。

○宮崎委員 もう一点最後に伺います。金利の問題であります。これは金利調整審議会で審議してきめることで、ただいま政府委員から明確な御答弁を得ようということは、これはむりであります。いまはいわゆる納稅攻勢と言います向といふものは、行政當局でおわがりになつておるわけでありますと同時に、ただいまはいわゆる納稅攻勢と言います

か、非常に納稅資金に困つております。名目的な所得がありましても、実際に納稅すべき資金がない。しかも政
府の申しておりますデフレあるいはディスインフレから見ますと、ますますこの傾向が強くなつて来る。通貨量は今年予想されるように、日銀総裁に言わしむれば、三百二十何億くらいの收縮だ。しかしながら強制貯蓄と見られる納稅においては、一千四百ないし二千億の通貨の收縮も、ある段階においては起る。こういうことになりまして、ますく納稅資金等の調達に、こういう金融機關が好まさるところながら利用されるということは、予想されるところであります。ところが税法におきまして、加算税、これは延納の日歩であります。これはもちろん罰則的な意味を含んでおりましては十銭であるとか、二十銭とかいうのがあるわけであります。結局かりに二十銭の加算税のつきます税金を滞納するよりも、二十銭で金融を受けまして、そして納稅を完納したといううがすがしい氣持の方が、人間の心構えとしてはいいわけであります。従いまして金利の最高限度は、庶民金融の必然的傾向として、この程度の線まで来るではないか。また仄聞いたしますと、警視廳が、いわゆる暴利取締令と申しますか、あるいは金利の制限と申しますが、何でやつておりますか、私時間がなくて根拠法を調べませんで申したが、あるいはこれは警視廳令といふもので出でているのか、何で出でおりますか、大体日歩二十八銭以上のやみ金融をもつて取締りの対象として、ただ

に、必要があれば、適当な金利を金利調整委員会できめていただくし、またそれが非常にむづかしいということであれば、しばらく実情の推移を見たいと思つておるのであります。根本的に申しますならば、金融情勢あるいは経済全体がいま少し安定いたしまするならば、おのずからこういう問題は慢結するところが來るのではないかうございますが、ただいまは、幾らの金利を決定するかということについて思ひます。ちよつと自信を持つてのお答えがむずかしいと思います。

なお警視廳等で現在やつておりますのは、私の承知しております限りでは、新憲法後は警察の取締りが廢止されましたが、直接にはよるべき法律規がないようでござります。主として物統法の條理解釈で、公正な價格あるいは手数料以外の、法外な手数料あるいはそれに準ずるものとどるというところで、物統法の見地から取締つておるようであります。

○宮崎委員 きょうはこの程度にしておきます。

○塙田委員長代理 それでは午前の審議はこの程度で打切りにいたしたいと存じます。なお質疑は午後に繼續をいたします。午後は開会前に理事会を開催いたしたいと思いますから、さよう御了承願いたいと思います。

なお、ただいま旱風早委員からお申出がありまして、御承知のようにショウブ使節團が来ておられますので、いろいろ国会、ことに大蔵委員会としても國会の意向について使節團と折衝すべきいろいろの機会があるはずだし、また積極的にそういう機会をつくつた方が

がいいのではないかというような御意見がありました。ごもつともと存じます。なおまた復金の調査に関しての機構に関して、先ほど三浦法制部長から、例の会計士管理委員会の問題と、なお先ほどお話をなりませんでたが、例の國税廳の問題があつたはずであります。が、今度の問題は、すべて當委員会としても重大関心を持つておる問題でありますから、當委員会の意向をきめて、何らかの措置をいたさなければならぬのであります。今委員長はおられませんが、午後はお見えになりますから、午後の開会前にしっかりとお詫び願うことにして、さよう早委員も御了承願いたいと思います。それでは休憩いたします。

午後一時五十七分開議

○川野委員長 午前に引き続き会議を開きます。

月五分ないし六分であるようでござります。一方無盡会社はどうかと申しますと、年一割二分となつております。

○塙田委員長代理 それでは午前の審議はこの程度で打切りにいたしたいと存じます。なお質疑は午後に継続を

なつております復興金融金庫調査のための小委員会、及び税制に関する小委員会を設置することにつきましては、いかがとりはからいましようか。

子爵領 復金の賠償の状況

惜ましたところでございまして、合法的なものにすれば、あまり高い利率と、いうものは法定したくないというふうに考えて参つたのであります。ただいまのところでは、先ほど御説明いたしましたように、臨時金利調整法の対象としてその決定をなし得る状態に置

御了承願いたいと思います。
なお、ただいま風早委員からお申出
がありまして、御承知のようにショウ
ア使節團が来ておられますので、いろ
いろ國会、ことに大藏委員会としても
國会の意向について使節團と折衝すべ
きいろいろの機会があるはずだし、ま
に、これは復金の新しい機能の重要性
というものにかんがみまして、結局は
つとつこんだ小委員会をつくって、
そこでねんごろにやつたらよからうと
いうような御意見が官舎委員からも出
ておりまして、われ／＼も賛成の意を表
しておつたのであります。せひとも

復興金融金庫調査に関する小委員会と

いうものを、國政調査のための委員会の一つとして、本委員会で設置されんことを希望する次第であります。なおりますところによりますならば、シヨウ使節團一行が近々大藏委員会並びに地方行政委員会に対して諮詢すると、いふことであります。まだその眞偽のほどははつきりいたしておりません。しかしながらからにそりうことがないといたしましても、この大藏委員会としては、税制に関する問題はその管轄事項でありますし、重要な問題として当然取上げなくちやならない。むしろこちらから進んで、シヨウ使節團に対し一定の資料を提供するなり、あるいは意見の具申をするなりすることが、はなはだ適切であるかと考えるのであります。それについてはやはり責任のある小委員会を設けまして、これは相当お骨の折れる仕事でもありますから、早急に準備を始める必要があるのでないかと考えるのであります。そういう意味におきまして、ひとつ新しく税金問題に関する小委員会、名前は適当に御訂正願いますが、そういう小委員会を恒常的に設置していくという意見を表明したいと思うのであります。

○田中(継)委員 この小委員会は、近く国会も終りますが、閉会中の小委員会の活動についてはどういうふうにお考えになつておるか。委員長の方で何か御腹案をあれば……。

○川野委員長 休会中の本委員会の活動につきましては、いろいろ理事の諸君とも御相談申し上げておるわけでございますが、他の委員会も大体休会中に各方面に調査に出かけるようであり

○田中(継)委員 それでは了承いたしましたが、ことに今議題になつております税制に関する小委員会を本委員会に設置するということは、当然來るべき臨時国会に政府の方から提案するという公約がなされておる税制的根本的な改革に関する問題が、おそらくこの会議が終了いたしました國会閉会中に進行することと想うのであります。小委員会の設置はその税制の根本改革、ことにシヨウ博士來朝を機会に今後進められるであろう事態の進行に、当委員会として即應するという意味を多分に持つておると思いますので、その他の國政調査等に関する閉会中の活動もさることながら、ことにこの税制に関する小委員会の閉会中ににおける必要な活動計画というようなものも十分本会期中に立てておいて、この小委員会設置の目的が十分に達せられるよう運営せられることを希望いたしましたて、ただいまの委員長からの提案に賛成いたします。

○川野委員長 それでは小委員会設置に御異議がないようでござりますので、小委員会設置に決定いたします。なお小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長及び理事に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

100

に決定いたしました。

○風早委員 これはやはりどうも委員長と仮委員長との間の連絡が不十分なように思うのであります。今日午前のように思ひます。それで申入れてあります。それに対して委員長から決定された事項がまだあるのであります。それは、一つは大蔵省の設置法案に関する問題であります。御承知のように國税廳が新設せられることになつて参りまして、大蔵省設置法案の問題は新しい一つの意味を持つて來たと思うのであります。これにつきまして、すでに一回大蔵委員会と内閣委員会との合同委員会があつたのでありますけれども、まだ十分に審議が徹底しないで終っております。これはどうしても少くとももう一回連合審査委員会を持たれまして、ことに大蔵委員会の側からこの設置法案に対する積極的な意見を述べるという機会が必要であると考えるのであります。そういう意味におきまして、この大蔵委員会の決定として、今日その連合審査委員会の繼續及びその日時のおおよその打合せをやることを、決定していただきたいと考えております。

なお浦和の事件につきまして、先般政府の方から一應の報告はあつたのであります。これは問題がある一局面に限定せられておりまして、本委員会として取扱うべき事項はまだほかにも多々あるのであります。他方におきまして、大体二日にわたつて調査のための出張をやることにも決定され参らない。との一回を果しまして、そして最後の小委員会としての結論を立てて報告して、本國会の会期を終り

たいと考えるのであります。このまことにいたしておきますと、だんくと選延いたしまして、この問題がうやむやになるようなおそれもなきにしもあらずあります。されば、たびく委員長並びに理事会に対し私も申入れをやつておりますが、どうもいつも問題がはつきりしないのであります。今日この際に大体この辺のことをはつきりさせていただきたい。

なお一週間会期が延長になるということも聞いています。しかし、日どりなども十分にとれることになつたと考るのでもあります。それに大蔵委員会でその日に抜う——そ

午後二時八分散会

あとの理事会に御相談申し上げまして、善処することにいたしたいと存じます。さよう御了承願いたいと存じます。

それではこれにて散会いたします。

大体この二点は午前中におきましても、そのときは仮委員長塚田委員であります。が、委員長に一應申し入れました。が、委員長に一應申し入れました。が、午後の委員会の勝頭にきめるという話であります。が、今この点について皆さんにお語り願いたいと思います。そしてはつきりきめておいていただきたいと考えております。

○川野委員長 大蔵省設置法案その他の問題につきまして、内閣委員会との連合審査会の問題につきましては、閉会後理事会を開きまして御相談申し上げた上で決定いたしたいと存じます。なお浦和の問題につきましては、実は風早委員その他に御一任申し上げます。が、しかし委員の方でおまとめがないうでございますれば、この問題も